



- ・令和6年度 歳入歳出決算審査
- ・決議(櫻本直樹市長による都市計画法関連法規違反疑惑の調査実施に関する決議)
- ・第4回定例会の結果
- ・出前懇談会の結果報告

目次	特集① 決算認定について	▶ P. 2
	決算特別委員会分科会報告	▶ P. 2
	定例会の審議結果	▶ P. 4
	意見書	▶ P. 5
	決議	▶ P. 6
	委員会報告	▶ P. 8
	一般質問	▶ P.12
	特集② 出前懇談会の結果報告	▶ P.19
	特集③ 議会改革推進特別委員会報告	▶ P.20



「祇王小学校の稲刈り」
議会だより編集委員会 提供

発行/野洲市議会 編集/議会だより編集委員会
滋賀県野洲市小篠原2100番地1 (520-2395)
TEL 077-587-6034 FAX 077-586-4300



やす市議会だより



広報やす

紙面掲載のQRコードよりホームページ内の資料・映像がご覧いただけます

第4回定例会にて すべての決算が認定されました！

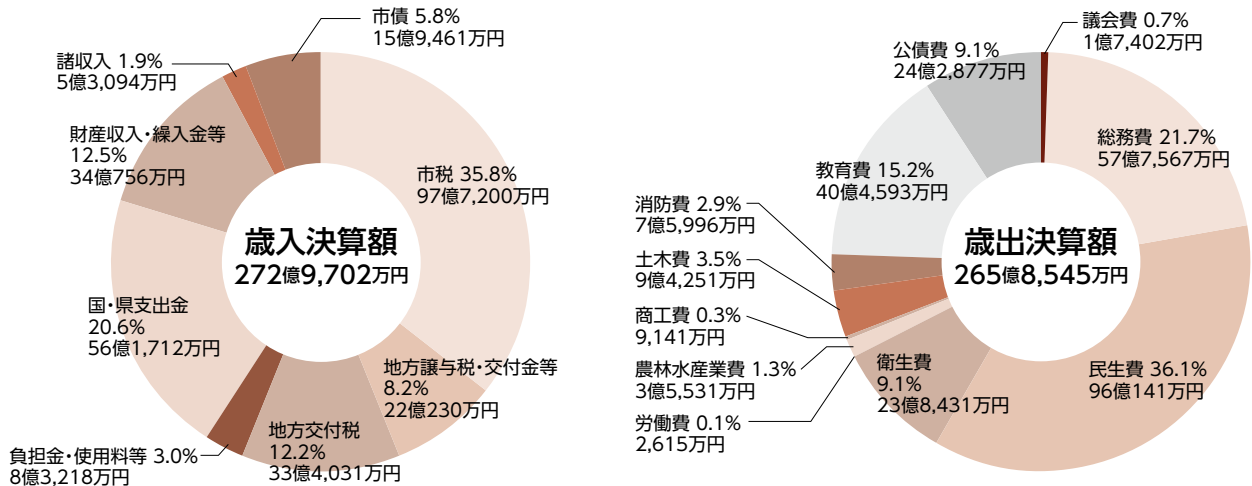
令和6年度 歳入歳出決算を審査しました

第4回定例会において、令和6年度一般会計、6つの特別会計及び3つの事業会計について、決算特別委員会を設置しそれぞれの決算を審査した結果、いずれも適正であるとして認定しました。



令和6年度
歳入歳出決算審査

グラフで見る「令和6年度一般会計決算」



一般会計について、前年度と比較すると、収入で20億3,900万円(93.05%)の減、支出では18億844万円(93.63%)の減となりました。

歳入歳出差引額は7億1,157万円で、翌年度へ繰り越すべき財源の8,675万円を控除した実質収支額は6億2,482万円の黒字となります。

各会計の決算審査の主な質疑応答の概要は、2、3ページに掲載しています。審議結果は4、5ページに掲載しています。

決算特別委員会 分科会報告

各分科会でされた質疑
応答の一部について概要
を掲載しています

決算特別委員会 総務分科会

議第52号 令和6年度野洲市一般会計歳入歳出決算の 認定について

問 広報発行費について、発行部数を減らすことや配布を自治会に依頼している自治体もあると聞くと、そのような検討は。

答 令和5年度は18,600部発行で、これと比べ400部減らした。自治会への配布依頼について検討はしたが、自治会への負担が大きく全戸配布は厳しいと考えている。

問 企画調査推進費について、J R 複々線化用地は、要望に出向いても前向きな回答はなく、除草費用等もかかることから前向きな利活用の提案を検討しているのか。

答 どのような土地活用ができるのか、複々線化をどうしていくのかを示していきたい。今後どのように整理していくのか議会にも相談して示していく。

問 議会運営費について、本会議のインターネット配信をしているが、利用実績は。

答 令和6年の総アクセス数は、3,506件で、令和7年第2回定例会では635件のアクセス数であった。

問 防犯行政推進事業費について、防犯カメラの設置数は。今後、小中学校周辺に設置する検討はしているのか。

答 駅周辺に24基設置している。小中学校周辺へは現時点では検討していないが、必要性について検討していきたい。

問 法人市民税の対象は何社か。上位の納税額は。

答 納付義務者数は1,231社で、納税額は上位10法人のうち、最大で約1億1,800万円、合計額は約3億4,900万円である。

問 市税の固定資産税において、市内企業で最近、新築や増築が行われており、影響額は。

答 事務所や工場等の新・増築により家屋については約2,900万円の増額である。

決算特別委員会 分科会報告

各分科会で行われた質疑
応答の一部について概要
を掲載しています

決算特別委員会 文教福祉分科会

議第52号 令和6年度野洲市一般会計歳入歳出決算の 認定について

問 ふれあい教育相談事業費について、令和6年度に相談実績が大幅に増加した原因は。

答 連絡配信アプリtetoru(テトル)を利用した保護者向けの案内を年2回実施したことや施設が新しくなって利用しやすくなったことが原因と考えられる。

問 介護・福祉人材確保緊急支援事業について、通所介護施設共同送迎・高齢者移動支援モデル事業の利用者が増えてきていると聞いているが、今後は事業者任せにするのか、行政からも支援をしていくのか。

答 事業開始3年で通所介護施設共同送迎を黒字化して事業者任せにするのが当初の目標であったが、3年目の今年も達成できておらず、課題となっている。今年度の評価をした上で今後について庁内で検討していく。

議第53号 令和6年度野洲市国民健康保険事業特別会 計歳入歳出決算の認定について

問 特定健康診査等事業費について、予防を目的とした事業であると認識しているが、既にり患して治療をされている方も対象に入っているのはなぜか。

決算特別委員会 環境経済建設分科会

議第52号 令和6年度野洲市一般会計歳入歳出決算の 認定について

問 商工振興事業費について、令和6年度の野洲市創業支援補助金の申請件数と創業塾の受講生の数はイコールか。

答 創業支援補助金は創業塾を受講された方が申請できる制度で、創業までに3年の猶予がある。補助金申請件数10件の内、令和4年度の受講者数が2件、5年度が2件、6年度が6件である。

問 交通安全施設整備事業費について、カーブミラーの修繕・管理は市内全体的に行っているのか。

答 市内全体を管理しており、令和6年度の修繕は2か所である。

問 道路補修事業費について、凍結防止剤の散布業務委託料が、約529万7千円と高額である。令和6年度は降雪が少なかったと思うが、その要因は何か。

答 凍結防止剤の散布については、野洲市建設業協会を通して3社に委託し、合計76時間の散布を、降雪前には合計25回巡回をしていただいた。散布機械3台分のレンタル料、積み下ろし作業に係る費用も含まれている。

答 高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて一律に実施しており、新たな病気を発見できる可能性もあると認識している。

議第55号 令和6年度野洲市介護保険事業特別会計歳 入歳出決算の認定について

問 一般介護予防事業費のいきいき百歳体操について、登録者は微増しているが、野洲市の高齢者人口を考えると、もう少し増やしてほしいがどうか。

答 まだ立ち上がっていない地域に積極的に声をかけ、あまり負担のかからない形で運営が継続できるように助言、支援をしている。

議第61号 令和6年度野洲市病院事業会計決算の認定 について

問 固定資産譲渡損が1億3,800万円余り計上されており、総合体育館大階段の撤去費用と認識しているが、大階段は市の固定資産ではなく病院の固定資産に移管したのか。

答 病院事業会計で階段の改修費を支出したので一旦病院事業会計に計上した。年度末に所管替えて一般会計に移すことになった。この会計処理を固定資産の譲渡損として示している。

議第54号 令和6年度野洲市後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について

質疑はなかった。

議第56号 令和6年度野洲市墓地区画整理特別会計歳 入歳出決算の認定について

問 さくら墓園内建築物等改修工事の内容を問う。

答 開設から35年経過し、かなり劣化していた管理棟の屋根のふき替え、外壁の塗装、トイレの改修、照明のLED化、防犯カメラの設置などである。

議第59号 令和6年度野洲市水道事業会計決算の認定 について

問 配水量の総量が前年度と比較して、15万7,585m³減っているが、その要因は何か。

答 水の使用量が減ったためと考えている。

その他

議第57号 令和6年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計決算の認定

議第58号 令和6年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定

議第60号 令和6年度野洲市下水道事業会計決算の認定について、質疑はなかった。

令和7年 第4回定例会 審議した議案と結果

令和7年8月26日開会の第4回定例会では、議案24件(専決1件、決算認定10件、補正予算6件、条例改正3件、その他4件、議員提案5件(条例改正1件、決議1件、意見書2件、その他1件)について審議しました。

提出区分 市：市提出議案 議：議員提出議案 (記載は議案番号順)
網掛けの議案は、賛否が分かれた議案です。
審議結果は【賛否が分かれた議案】をご覧ください。



分類	提出区分	議案番号	件名	審議結果
専決処分	市	議第51号	専決処分につき承認を求めることについて (令和7年度野洲市一般会計補正予算(第3号))	承認
決議	議	決議第1号	櫻本直樹市長による都市計画法関連法規違反疑惑の調査実施に関する決議	否決
決算認定	市	議第52号	令和6年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
	市	議第53号	令和6年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
	市	議第54号	令和6年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
	市	議第55号	令和6年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
	市	議第56号	令和6年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
	市	議第57号	令和6年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
	市	議第58号	令和6年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
	市	議第59号	令和6年度野洲市水道事業会計決算の認定について	認定
	市	議第60号	令和6年度野洲市下水道事業会計決算の認定について	認定
	市	議第61号	令和6年度野洲市病院事業会計決算の認定について	認定
補正予算	市	議第62号	令和7年度野洲市一般会計補正予算(第4号)	可決
	市	議第63号	令和7年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	可決
	市	議第64号	令和7年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	可決
	市	議第65号	令和7年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	可決
	市	議第66号	令和7年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)	可決
	市	議第67号	令和7年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)	可決
条例改正	市	議第68号	野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	可決
	市	議第69号	野洲市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	可決
	市	議第70号	野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例	可決
その他	市	議第71号	和解について	可決
	市	議第72号	令和6年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可決
	市	議第73号	令和6年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可決
	市	議第74号	令和6年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について	可決
条例改正	議	発議第2号	野洲市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例	可決
その他	議	発議第3号	野洲市議会会議規則の一部を改正する規則	可決
意見書	議	意見書第1号	「こども誰でも通園制度」の現状に則した柔軟な実施を可能とする制度改革を求める意見書(案)	可決
	議	意見書第2号	刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を求める意見書(案)	可決

賛否が分かれた議案

○：賛成 ●：賛成しない

議長（山本剛議員）は表決に加わりません。ただし、可否同数の場合、議長が裁決します。

左から会派別名簿順 未来：未来共創 民：民主やす 共：日本共産党野洲市議会議員団 無：無会派

提出 区分	議案 番号	件 名	審議 結果	創政会					新誠会			未来	公明党		民	共	無	
				荒川 泰宏	奥山 文市郎	服部 嘉雄	稲垣 誠亮	山崎 有子	石川 恵美	山崎 敦志	岩井 智恵子	鈴木 市朗	橋 俊明	東郷 克己	田中 陽介	津村 俊二	木下 伸一	山本 剛
議	決議 第1号	櫻本直樹市長による都市計画法関連法規違反疑惑の調査実施に関する決議	否決	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	—	●	○
市	議第 52号	令和6年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	—	●	○
市	議第 53号	令和6年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	—	●	○
市	議第 54号	令和6年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	—	●	○
市	議第 55号	令和6年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	—	●	○
市	議第 58号	令和6年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	●
市	議第 63号	令和7年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	—	●	○
市	議第 64号	令和7年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	—	●	○

は討論を行った議員

審議された意見書について

「こども誰でも通園制度」の現状に則した柔軟な実施を可能とする制度改革を求める意見書

可決



意見書の概要

こども誰でも通園制度が令和7年度に制度化され、令和8年度から全国で実施される。目的は、こどもの育ちを応援し、子育て家庭への支援を強化することである。この制度は、家庭とは異なる地域での経験や関わりの機会等が期待されるが、保育士不足に対する懸念がある。当市の現状は、保育士不足により待機児童が増加し、これを解消しながら誰でも通園制度の実施に十分な保育士を確保することは困難であり、民間園も満員状態で誰でも通園制度への民間園の参加は困難といった深刻な課題が明らかになった。

よって、下記事項について配慮した柔軟な運用が可能となる制度改革を強く求める。

記

- 待機児童が発生している自治体は、待機児童対策を優先するため、本格実施までの時期を柔軟に運用できるようにすること。
- 民間園が積極的に参加できる公定価格の設定とすること。

刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた 議論を求める意見書

可 決



意見書

意見書の概要

えん罪は、有罪判決を受けた者やその家族に深刻な影響を与える人権侵害であり、その防止と救済は国の責務である。日本では憲法や刑事訴訟法を通じてえん罪の防止を目指しているが、依然として発生リスクは残っている。再審制度は有罪判決の瑕疵を是正するための手続きであるが、具体的な規定が不足しており、被害者の救済には多くの困難が伴っている。特に証拠の開示や再審手続きの長期化が問題であり、再審は最後の救済手段として重要な役割を果たすため、手続きの整備が求められている。国会と政府には、刑事訴訟法の再審規定の改正を慎重かつ迅速に議論することを強く求める。

議会豆知識

意見書とは？・・・ 地方公共団体の公益に関することについて、市議会の意思を意見としてまとめた文書のことです。地方自治法第99条の規定に基づき、議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件について、意見書を国会又は関係行政庁に提出できます。ただし、法的拘束力はありません。

地方自治法
第99条

決議（櫻本直樹市長による都市計画法関連法規違反疑惑の調査実施に関する決議）

否 決



決議書

決議の概要

地方自治法第100条第1項等の規定により「櫻本直樹市長による都市計画法関連法規違反嫌疑調査特別委員会」を設置し、次の2項目を調査する。

- ①櫻本直樹市長による都市計画法関連法規等の違反に関する事項
- ②前号に掲げる法規等違反に係る櫻本直樹市長からの申請に対する、処分庁の櫻本市長による違法許可の嫌疑に関する事項

提案理由

市街化調整区域内の住宅建築に関する規定では、10年以上当該区域に居住する者や親族のみが住宅を建築・所有できる。櫻本直樹市長は、当該区域住民がその親族のために申請・建築したとされる物件をこの規定に反して、建築後わずか1か月後に自宅として取得した事実がある。その状態は市長就任後も違法状態のままであった。令和7年5月9日に、櫻本市長はその物件の用途変更を申請し、同月22日に処分庁の櫻本市長として自らの申請の許可を行ったが、これは野洲市の開発許可基準に違反していると考えられる。

また、用途変更の許可は、適正に居住している者のためのものであり、以前の違法状態の救済を目的としたものではない。

櫻本市長は不動産業者から本件土地が市街化調整区域内にあるとの説明を受けたと認めている。その後18年間違法に居住していた。この事実から、違法状態を解消するための適切な行動をとるべきだった。

さらに、櫻本市長の申請に対し、処分庁は適切な審査を行い、是正勧告等の措置を取らなければならないが、わずか10日余りで用途変更を許可した。このような対応が続けば、他の市民が規制を無視して土地を違法転用することに対応できなくなることが心配される。

以上のことから、市民に向けて櫻本市長に係る本件に関するすべての経緯と事実関係を明らかにしていく必要があるため、地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の権限を付託された「調査特別委員会」を設置し、調査することを提案する。

決議に対する主な質疑

議員 百条委員会という強権発動という極めて重い判断と行動の前に、質疑、資料の請求、検査権、監査請求の行使などの手段を充分尽くしたのか。

提出者 過去の新聞に書かれたことを参考にして、十分な政務活動を行っている。

議員 報道機関向けの文書に記述されている、「市長の権限の乱用」は非常に重い言葉である。「市長権限の乱用」が成立するには、どのような要件があると考えているのか。

提出者 様々な権限は、市長には一言で言えないほど多くある。それを明らかにするため百条委員会を行うことを市民は求めている。明らかにしなければ、野洲市の民主主義は崩壊する。

議員 調査事項の2には、「自己の許可申請に対して、自分で用途変更の許可を出した。」との記述があるが、当該許可について、誰が実際に許可の判断をしたと考えているのか。

提出者 市長と担当部長が許可を出していると考え。市役所は縦社会なので、部長は必ず市長に報告を出しているはずであって、市長に報告が上がらないという事はないと考える。

議員 地方自治法第100条1項では、「普通地方公共団体の議会は、その議会の権限に属する事件で、審議対象は自治事務と限定されている。今回の事案は、自治事務の所管に該当していないのではないか。

提出者 今回の動議については、地方自治法第100条第1項にある自治事務に該当するため、議会事務局が受理したので、会議規則や法令上、問題はない。

決議に対する主な討論

賛成討論

A議員 土地と建物の疑問点から、百条委員会の設置に賛成する。土地は市街化調整区域にあり、水道、下水道及び開発許可の資料、農業委員会の許可申請の資料、建築確認の資料など不明な点は、百条委員会で解明できるものと考え。建物について、1か月後に所有権移転がされている。その手続きや審査に疑問があり、解明が必要である。

B議員 18年前の、市長が現在居住されている土地と建物取得の際の所有権移転について、あらかじめ用意周到に準備され、開発及び所有権移転行為がなされたのではないかと疑念が生じる。また都市計画法上の違法状態を解消するため、変更申請を行い、自らの権限で速やかに許可処理を行ったもので、過去18年間の違法状態が正当化されるものではない。最高法規のコンプライアンスが求められる市長として、すべての市民が納得できる説明責任を果たす義務がある。

反対討論

C議員 百条委員会というのは、強権であり、非常に重いものである。通常の権限において、十分な調査を行った上で、発動されるべきものがある。百条権限というのは、行使する側もそれ相応の責任をもって運用されなければならない。用途変更許可について確認したところ、部長の専決事項であることが分かっており、調査が不十分。市長を責める目的、政局の手段として運用してよいものではない。これから野洲市は大きな事業を控え、ターニングポイントともいえる時期である。このようなことで市民に誤解を招き、野洲の歩みを止めてはならない。

D議員 8月全員協議会で市長自身、経緯を説明された。今後の進め方については、会派代表者会議において、全会派の合意で、質疑の場を設けることが決まった。その合意ルールに従って、まずは調査や審議をするべきであって、唐突に調査特別委員会を設置するべきではない。

E議員 地方自治法第100条第1項では、普通地方公共団体の議会は、その議会の権限に属する事件で、審議対象は自治事務とされている。今回の件は、刑事事件や民事責任であり、司法機関の専権であると考え。

予算常任委員会 総務分科会

議第62号 令和7年度野州市一般会計補正予算(第4号)

問 コミュニティセンター運営費について、コミュニティセンターなかさとの工事請負費3,478万2千円は、LED化工事のための工事費なのか。

答 お見込みのとおりである。

問 一般広報広聴費について、市公式ユーチューブの編集機器購入のための補正予算であるが、現在のユーチューブの内容について、狙いや何を伝えたいのかをしっかりと考える必要があると思うが見解は。

答 まず、市長が先頭に立って野州市を知ってもらうことから始めている。

問 税務管理費について、市税還付金が大幅な増額となっているが、その理由は。

答 法人1社から、償却資産の過去5年間にわたる修正申告が提出予定であり、その対応のために市税還付金5,634万6千円を増額するものである。

問 海洋センター管理運営費について、中主P&G海洋センターのプール解体に係る設計委託料を補正しているが、解体後の土地活用はどうか。

答 多目的グラウンドとして計画を進めている。

総務常任委員会

議第68号 野州市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

問 改正する条例に野州市が特に文言を追加しているのか。

答 野州市として特に政策的に盛り込んでいる内容はない。

問 18条の3で配偶者等とあるが、「等」は何を指しているのか。また、意向を確認するための面談その他の措置とは何を指すのか。
18条の4で支援制度に係る研修の実施とあるが、どのような内容か。

答 「等」については、父母、子、配偶者の父母、その他規則で定める者である。また、面談その他の措置については、対面の面談、書面の交付、希望者にはメールでのやり取りを想定している。研修については、集合研修、資料の共有等が考えられ、運用に関しては今後詳細を詰めていく。

委員間討議はなかった。

議第69号 野州市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

問 第2号部分休業は、1時間を単位とするとなっているのはなぜか。

答 国の改正に則して、1時間単位としたものである。

問 細かく言うと1時間40分とかになった場合、どのように扱われるのか。

答 第2号部分休業をとる場合は、1時間単位である。残りは年次有給休暇としてとることとなる。

問 2時間単位とか、半日単位とか、1日単位とか野州市独自で検討しないのか。

答 国の改正に則すこととしており、市として政策的に改正することは考えていない。

問 育児休業をとることによって、昇給、給与などに影響はないのか。

答 部分休業をとった場合、給与は減額となる。なお、育児休業や部分休業により、昇任、昇給を抑制することはない。

委員間討議はなかった。

予算常任委員会 文教福祉分科会

議第62号 令和7年度野洲市一般会計補正予算（第4号）について

問 高齢者生きがい活動促進事業費補助金について、市による募集や案内は早い段階からしていたか。

答 国、県を通して案内が来たのが5月であり、その時点でホームページに掲載している。

問 申請すれば何団体でも対象となるか。

答 市区町村当たり原則1団体への立ち上げ支援である。

問 骨髄移植ドナー支援事業助成金について、人数は2人を想定しているのか。

答 2名分を想定している。

問 小学校施設整備費について、修繕料351万2千円上がっているのは防犯カメラと聞いたが、どの学校か。

答 三上小学校と中主小学校である。

議第64号 令和7年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

問 国庫支出金について、子育て支援事業費補助金はなぜ後期高齢者医療特別会計に入っているのか。

答 令和8年4月から子ども・子育て支援金を各保険料から徴収することになっている。そのためのシステム改修費に対して子ども・子育て支援事業費補助金が交付されることになっている。

その他

議第63号 令和7年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第65号 令和7年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
について、質疑はなかった。

文教福祉常任委員会

議第70号 野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について

問 なぜ今まで、この第1、第2、第3というような名称になっていたのか。

答 これまで細かくクラス単位で定めて、はっきりと条例で位置づけていたが、学童保育所の利用者数が年々増えており、クラスが増えると、その都度、条例も改正する必要がある。施設の位置と名称を条例上に位置づけることで事足りるので、それで整理した。

細かい支援単位、クラスごとというのは規則でしっかりと定めている。

委員間討議はなかった。

議第74号 令和6年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

質疑、委員間討議ともになかった。

議会豆知識

委員会とは？・・・ 議会の内部組織として、本会議における審議の予備的審査、調査機関として設置されています。野洲市議会では、議会運営委員会のほか、予算常任委員会と、総務、文教福祉、環境経済建設の3常任委員会が設置されています。

議会の議決を要する案件については、原則委員会に付託され、その委員会で質疑、討議など審査して委員長が委員会の審査結果や調査経過などを本会議で報告し、本会議の採決により可否が決定されます。

また、予算関係については、予算常任委員会に3分科会（総務分科会、文教福祉分科会、環境経済建設分科会）を設置し分担して審査を行います。

予算常任委員会 環境経済建設分科会

議第62号 令和7年度野洲市一般会計補正予算（第4号）

問 企業版ふるさと納税推進事業費の63万2千円は、寄附を受けたことに伴う委託料だが、寄附の内容は。

答 軽バンの電気自動車である。

問 公営住宅管理事業費において修繕料418万円が計上されているが、公営住宅で火災等があった場合、市の負担はどのようなになるのか。

答 小篠原団地で発生した火災に伴い修繕料を計上した。市が加入している全国公営住宅火災共済機構の保険から全額支払われる予定である。

議第67号 令和7年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）

問 管路の耐震化のために一般会計から支援するということだが、実際に管路の耐震化は水道事業会計を大きく圧迫しているか。

答 令和6年度の決算において、水道事業会計は料金収入の落ち込みと経費の増加により約2,700万円の赤字である。一方令和6年度に策定した管路の更新計画では、今後10年間管路の更新だけで約40億円必要である。管路の耐震化は喫緊の課題であり、着実に進めていく必要があるため、水道事業会計をかなり圧迫している。

その他

議第66号 令和7年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）
質疑はなかった。

環境経済建設常任委員会

議第71号 和解について

問 なぜ和解ではなく裁判を進めなかったのか、経済合理性の観点も含めて説明を求める。

答 市道（仮称）砂川線は国道8号と野洲栗東バイパスをつなぐ道路計画である。バイパス工事はそう遠くない将来完成する見通しであり、国の道路計画と併せて道路整備をする重要性が非常に高まっている。事業用地の確保が野洲市にとって利益があると考え、早期の解決を目指して和解勧告に従った。

委員間討議はなかった。

議第72号 令和6年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

問 地方公営事業法の32条2項の規定に基づきと書かれているが、資本金に組み入れる際、上限はあるのか。

答 あくまでも未処分利益から資本金に振り替えるという形であるので、未処分利益剰余金の枠内である。

委員間討議はなかった

その他

議第73号 令和6年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
質疑、委員間討議ともになかった。



常任委員会行政視察

総務常任委員会

駅周辺官民連携管理運営事業について ほか

日程 令和7年7月29日（火）・30日（水） 視察先 山口県周南市・広島県三原市

- 概要
- ・周南市徳山駅周辺の複数の公共施設を対象に、国土交通省の「官民連携モデル形成支援事業」により、官民連携による包括的な管理運営事業（PPP）を展開している。都市機能の集積と賑わいの創出を目的に、民間のノウハウを活用した先進的な取り組みが進められ、公共サービスを効率的かつ継続的に提供し、中心市街地の活性化が図られていたことが実感できた。野洲市の駅前課題に参考になった。
 - ・三原市においては、誰一人取り残さない「デジタルファースト宣言」をして、デジタル技術の活用で快適に暮らせるまちをコンセプトに、市民の皆さんがいろいろな場所で便利さを感じるまちづくりに取り組んでいる。その実現のために「市民サービス」、「行政運営」、「関係人口創出」にデジタルファーストで取り組むことを宣言し、市民目線でのデジタル化による便利さ、効率、取り組みやすさなどを学び、野洲市の施策にも役立てたいと実感した。



三原市議会議場にて

文教福祉常任委員会

「コミュニティホスピタル」、「教育改革」を学ぶ

日程 令和7年7月29日（火）・30日（水） 視察先 愛知県豊田市（豊田地域医療センター）・富山県南砺市

- 概要
- ・超高齢化が加速する中、地域医療の中核を担う病院のモデルとなる「コミュニティホスピタル」や「総合診療」など、地域の医療ニーズに応える病院を体現されている豊田地域医療センターを視察した。野洲病院のような中規模病院は、「地域医療において重要な役割を果たし、総合診療を通じて新たな価値を提供することが求められている」との指摘は核心をついており、新病院整備に向けた本市の医療について深い学びとなった。
 - ・「南砺令和の教育改革（チーム担任制）」について学ぶため南砺市を視察した。同市は、急速な過疎化と学校統合による文化の消失などの課題に直面しながら、教育の質向上を目指し、小規模校の利点を活かし地域毎に学校を残す方針を採り、改革を進められている。チーム担任制も、市教委として方針を示しつつ、校長会、教頭会、PTA役員会などで議論を深めた上で、実施は学校に委ね「出来る事からやる」、「失敗すればやりなおす」と失敗を恐れず改革に挑戦する姿勢が印象に残った。



豊田地域医療センター前にて

環境経済建設常任委員会

「駅前公共広場の試行の取組」について ほか

日程 令和7年7月3日（木）・4日（金） 視察先 愛知県豊田市・埼玉県和光市

- 概要
- ・愛知県豊田市を訪問し、駅前の玄関口を「使われる公共空間」とするために、3年7カ月の間試行した取組について説明を受け、意見交換をした。芝生広場・デッキ・舞台・ラボ・カフェ等を組み合わせて設置し、人が集まり、つながる公共空間としての成果をあげていたが、費用面などでの課題はあった。（現在は試行を終えて更地である）
 - ・埼玉県和光市を訪問し、自動運転バスの社会実験と和光版Ma a S（マース）について説明を受けた。和光版Ma a Sは専用アプリにより複数の交通機関や移動手段を組み合わせる最適な移動手段を「検索」「予約」「決済」を一括して行うサービスである。現在は実施に向けて検討中である。



和光市議会議場にて



いし かわ え み 議員
創政会



まちづくりに必要不可欠な民生委員児童委員について

問 「時代に応じた民生委員児童委員のあり方の見直しについて」を国県に要望しているが、市の現状はさらに欠員が増加傾向にあると聞いている。前回の一般質問では引き続き担い手不足解消に向けて取り組むという回答だったが、その成果と展望について伺う。

答 65歳を超えても働き続ける方が増える一方で複雑多様な課題の対応が求められ、ニーズも増えている。こうした実情を踏まえ見守り・支えあいネットワークを広げ、地域で課題解決していくための下地づくりに継続して取り組んでいくことが重要。市と社会福祉協議会が連携してバックアップしていく事が負担軽減、さらには後継者の確保にも繋がるものと考えている。

問 民生委員法第15条で守秘義務が定められているにも関わらず、民生委員児童委員から出た意見として、

必要な情報が提供されない81.8%とある。年々地域の実情を把握する事が困難になってきているが、どの様に情報提供をしているのか。

答 要請があれば提供している。市との情報連携については要望もあるので、今後も行政と地域間の情報共有のあり方について継続して検討を進めたい。

問 野洲市はこれから高齢化率が上がり自治会によっては訪問件数も増える事が見込まれるが、対策案は。

答 高齢化により、民生委員児童委員の負担の増加は大変懸念している。野洲市社会福祉協議会と協力して行政や専門職が地域とどう関わっていくかなど今後も議論しながら、民生委員児童委員だけの負担とならないまちづくりの視点で地域を支援していきたいと考えている。



に機能分化していく。

問 豊田地域医療センターで学んだ総合診療や訪問診療など、今後の医療ニーズを見据えた野洲病院の方向性について問う。

答 ニーズの高い診療科の充実と共に、高齢者に多い複数疾患を診る総合診療や訪問診療を新病院の医療の基本に据えていく。

◎子どもが輝く、子どもが伸びる教育について

問 本市の教育は生き抜く力を育むことを目指しているが、基礎学力から見た教育課題をどう捉えているか。

答 生涯にわたり能動的に学び続ける力を養う面で課題がある。

問 「失敗を恐れず、挑戦することや失敗の経験に学ぶ」ことが重要と考えるが、現実には失敗を恐れ、挑戦を避けがち。見解は。

答 「学校は間違ふところ、失敗するところ」と言ってきた。一方で成功の喜びを味わって欲しいとも願ってきた。挑戦のための体力作りや「僕、分かん」と言える環境をつくりたい。また、努力した上での失敗に寛容な社会、失敗からの再チャレンジを応援する社会を実現していきたい。



とう ごう かつ み 議員
未来共創



「明日」を見据えて「今日の野洲」を考える

◎「全体」を俯瞰(ふかん)、意識したまちづくりを

問 駅前では駅前全体の構想が重要。同様に市全体では、国県を含む整備予定事業を織り込み、連携させた計画が大切。見解は。

答 まちづくりの効果最大化には各事業の連携を図った推進による相乗効果が重要。庁内の情報や意見の共有交換を活発にする。

◎超高齢化が加速する中での医療と野洲病院について

問 この20年で後期高齢人口は4,300人増えた。今後も超高齢化は加速する。地域医療への影響と必要な医療について問う。

答 地域全体の協力体制が第一と考える。かかりつけ医の役割が非常に重要で、当院はより専門的な診療等



あらかわ やすひろ 議員
荒川 泰宏 議員
創政会



どうなっている？プール(水泳)授業。

問 今年度の小中学校におけるプール(水泳)授業状況
を尋ねる。

答 自校プールを解体した野洲小学校と老朽化した野洲
中学校は約3回の水泳授業で、他の学校の約半分で
あり、時間数としては、約10時間ほどである。

問 ライフジャケットを着用した水泳授業をする学校も
増えている。着衣水泳を含めて取組を尋ねる。

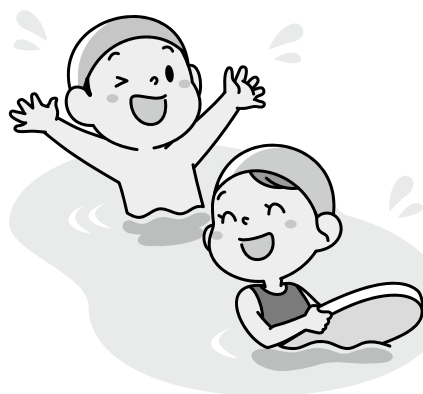
答 水難事故防止のために水泳授業の中で取り入れている。

問 1955年に高松沖で紫雲丸が沈没、2014年に韓国で
起きたセウォル号の沈没で、小中高生が海難事故に
あった。着衣水泳やライフジャケットの着用を指導できる
方はいるのか、水泳授業の見解を伺う。

答 学校にはいないが、中主B&G海洋センターには指導
できる方がいる。水泳能力の向上が命を守るために
重要だと認識されるようになり、学習指導要領に明記され
るようになった。

問 既設プールを今後とも維持管理していくよりも、屋
内型の拠点プールを設け、複数校で効率よく利用す
ることを検討するか、民間スイミングスクール施設を誘致
することを提案するが、見解を伺う。

答 健康スポーツセンターサンネス等を利用してプール
授業を進めていく。



きのした しんいち 議員
木下 伸一 議員
公明党



野洲の健康福祉の充実をめざして！

◎さらなる带状疱疹ワクチン助成制度の導入について

問 国の定期接種対象外となる50歳を対象とする野洲市
独自の助成制度についての見解は。

答 50歳代を対象に市独自の助成制度を設けてワクチン
接種を行った場合、国の定期接種対象である65歳以
降は、原則として、その助成対象から外れること、帯状
疱疹の罹患者数は70歳代がピークであること、加齢ととも
に重症化リスクが高まることから、現行の国の定期接種によ
る運用が最善だと考える。

問 本市における带状疱疹ワクチン助成制度の対象年齢
を50歳に引き下げることにについて、病院事業管理者
の見解を伺う。

答 医学的に一番医療費がかからないのは、早期発見早
期受診である。助成制度の対象年齢を50歳に下げる

ことについては、医学的には、このワクチン2回打つこと
のエビデンスがないこと、ワクチンの安定供給や医療従事
者への負担面、国や地方自治体の負担等のコスト面から、
総合的に市で判断するのがよい。

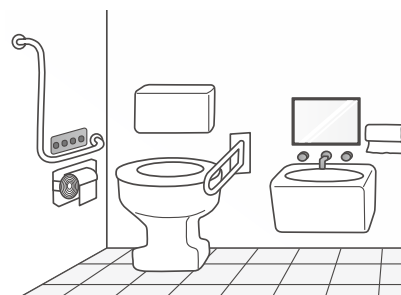
問 他市の带状疱疹ワクチン助成制度を参考にしたか。

答 野洲市は、どこに市民の本当のニーズがあるのかを
見極めながら考えていきたい。

◎バリアフリー義務化について

問 野洲市における公共施設は、令和7年6月のバリア
フリー法改正の基準に適合しているか、また今後の
対応を伺う。

答 市の公共施設において基準を満たしていないのは、
車椅子使用者用のトイレは22施設、車椅子使用者用
の駐車施設は15施設である。今後、建て替え、大規模改修
等の設計、施工のタイミングにおいて、適正に対応してい
く。





やまざき あつし 議員
山崎 敦志 議員
新誠会



地域防災の要(野洲市消防団)

問 野洲市消防団は8分団で組織され、令和6年4月1日現在、団員数は条例定数178人に対し20人不足している。昨今、常備消防との連携だけでなく、自然災害や高齢者徘徊捜索など多様な活動を務めている中の課題について質問する。8分団の団員数、不足団員数を伺う。

答 定数は、分団定員22人、やすファイアレディース18人である。令和7年4月現在8分団で28人不足となり、前年より8人減であり、北野、祇王分団の団員不足が著しい。

問 団員の高齢化及び不足団員の補充の対策は。

答 高齢化団員に対しては、特定の任務に限定した活動に従事する機能別団員制度を導入している。団員確保は、消防団の認知度向上やイメージアップに努め、消防フェアなど各種イベントでのPR、自治会長会や自主防災



いわい ちえこ 議員
岩井 智恵子 議員
新誠会



不登校の実態と取り組みについて

問 野洲市の不登校の現状について伺う。

答 野洲市の不登校児童生徒は、小学校で75名、中学校で90名となっている。令和5年度と比較すると、小学校では22名増加、中学校では8名減少という状況である。

問 令和6年文科省調査の結果では、全国で34万人強と増え続けているが最も大きな原因は何だと考えているのか伺う。

答 その調査では、学校生活に対してやる気が出ない、不安、抑うつ、生活リズムの不調に関する相談が8割程度、他にも、学業不振やいじめ以外の友人関係など多数の項目で相談があったとされている。

問 一度不登校になると、もう学校に戻れないかとも思い込む生徒も少なくない中で、通信制やサポート校、

組織リーダー研修会での団員募集依頼など実施している。

問 消防団分団詰所更新計画の進捗を伺う。

答 現在、7棟の分団詰所で、最も古い建物が野洲分団詰所で建て替え検討しているが、野洲駅南口周辺整備計画において、詰所を含む公共施設の一体的・計画的な土地利用を検討している。2番目に古い三上分団詰所も築37年が経過しているため、令和10年度を目途に、移転建て替えを前提に公共施設の敷地活用など、用地の調整を図りながら検討する。

問 出動報酬の見直しについて伺う。

答 消防庁において令和3年4月、令和4年12月に都道府県知事へ消防団員の報酬等の処遇改善を求める通知が出されて、本市でも令和4年度及び5年度の2回にわたり、消防団員の定数や報酬などを定めた野洲市消防団員の定数、任免、給与、服務、懲戒等に関する条例の改正を行い、処遇改善を実施した。

フリースクールなど学校以外でも学べる場が増えている。本人の興味や特性に合わせた学びのスタイルを取り入れることで自己肯定感を高め社会との接点を取り戻すきっかけにもなると思うが、野洲市での多様な学びの連携について伺う。

答 例えば、ふれあい教育相談センターで学習を受ける、学校に通いにくい子に対しては訪問型というスタイルによる子どもと一緒に勉強することなどを校長が認めれば出席日数に扱う。その他、状況に応じてスクールカウンセラーやソーシャルワーカーも含め、いろいろな関係者の協力のもと子ども達がまず学べる場所、そして学習ができる環境を整えていきたい。

問 スマホ依存症の対策について伺う。

答 子どもや保護者を対象に、SNS関係に精通した講師による講演を実施している。長時間のスマホ使用が脳に与える影響や相手と繋がる危険性などの内容で家庭内のルール作りにも繋がられた。今後もこの事業を続けて行きたい。



橋 俊明 議員
新誠会



急傾斜地崩壊対策事業について

問 大篠原出町の急傾斜地崩壊対策事業では、滋賀県事業において、対象は5戸以上で国と同じ補助率で事業ができるが、竜王町側が3戸、野洲市側が1戸で1つの区域に見なされるには50m以内でなければならないが実測は50m以上なので、これは1つの区域と見なされない。よって湖南土木事務所管内の現地再調査により事業採択の可能性を見出したいが、再調査の結果を伺う。

答 再調査については、現時点では調査中であり、結果を取りまとめられていない状況であるという報告を湖南土木事務所より受けている。

問 現地は非常に危険な状況であり、大雨時には自治会館に避難をしていただいたこともある。また高齢化率が非常に高い地域で、人命の危機にさらされている。今回の新誠会会派研修で「緊急自然災害防止対策事業」は、地方公共団体が単独で事業実施するもので、緊急事業災害

防止対策事業債を100%充当でき、70%地方交付税措置ができる」と説明を受けたが、出町地先で取り組めないか伺う。

答 本市の単独事業として実施する場合、市内にはこの大篠原以外にも対象となる地域があり、市の財政負担が非常に大きく、本市の財政規模からも容易に取り組めるものではなく、滋賀県市町村急傾斜地崩壊対策事業の採択を受けることが基本にならざるを得ない。市としては市民の安心、安全の実現に向け、急傾斜地崩壊対策事業の採択要件緩和や緊急自然災害防止対策事業の期間延長について、今後さらに強く要望することで、当該事業の活用が図られるよう取り組みを行っていく。



小菅 康子 議員
日本共産党野洲市議会議員団



交通弱者のための公共交通網の改善を

◎野洲市コミュニティバス「おのりやす」の拡充について

問 新病院開院に向け、通院手段確保についての検討状況は。

答 野洲駅北口からのシャトルバス運行を検討している。また、近江鉄道株式会社と永原循環線について協議を実施している。

問 高齢者や障がい者にとって、複数の交通機関を乗り換えることは、精神的、体力的に大きな負担となる。新病院も全路線が病院経由になることが必要と考えるが見解を問う。

答 利用者の利便性を確保しつつ、過度な財政負担を生じさせないよう路線全体の見直しを検討している。

問 便数が少なく不便という声をよくお聞きする。便数を増やせないか、運行ダイヤの改善についての見解を問う。

答 乗務員不足の課題があるが、利用者の利便性を確保しつつ、総合的に検討する。

問 おのりやすの停留所には、屋根もベンチもないところが多い。猛暑の中、希望が丘クリニック前の停留所で、高齢の方がベンチも日よけもない所で待っておられ、大変危険と感じた。危険と思われる場所には対策を講じるべきと考えるが見解を。

答 停留所の待合環境の整備については、歩道幅の確保や、台風等の災害に備えた安全策の問題、財政的な課題があり実現できていない。市三宅口の停留所は、現在計画している市道市三宅妙光寺線バイパス整備事業で、歩道整備の拡幅を計画しており、待合スペースの確保を検討していきたい。

◎市公共施設の利用改善について

問 コミセンの利用料金は、午前より午後・夜間で料金が高くなる。市民が利用しやすいように料金を引き下げるべきでは。

答 利用される方の負担をもってその施設が運営されるものという考え方で、稼働率を上げることで税の投入を減らしていく。



やま さき ゆう こ
山崎 有子 議員
創政会



子どもから高齢者まで、安心して暮らせるまちづくり

◎市内小中学校体育館等の空調設備の整備について

問 市内小中学校体育館等の空調設備整備の方針見直しについて伺う。

答 緊急防災・減災事業債を利用して小中学校9校の整備を計画していたが、文部科学省から新たに空調設備整備臨時特例交付金が示されたため、この交付金で整備することとした。空調設備に加え断熱確保工事が必要である。中学校部活動の夏季の熱中症対策を考えて、3中学校の体育館と2校の柔剣道場の整備を優先する。

問 空調設備整備の進め方について伺う。

答 体育館と柔剣道場の整備年度を分けることで、それぞれが交付金対象となる、そして工事期間中にそれぞれが代替施設として使用できることから、まず令和8年度中に3中学校体育館の工事を完了することを目標にする。



た な か よう すけ
田中 陽介 議員
未来共創



まちづくりへ前向きな議論を議会から！

◎野洲のまちづくりを本気で推進するために

問 野洲市まちづくり基本条例について、皆が理解すべきものであるがなかなか認知はされていないという答弁だが、HPでの更新やこれからの周知についてはどう進めるか。

答 議員指摘のHP部分はすぐに更新した。市の基本となる条例なのでHPでも認知いただける経路をしっかり作っていく。

問 野洲のまちづくりを単発でなく継続してつながりあるムーブメントにしていくにはどのようにしたらよいと考えるか。

答 積極的な情報収集や交流には課題がある。市民活動懇談会を8月に設置したのでここで市民活動の活性化に向けた議論を始め、市民活動の後押しをする取り組み

◎新病院への交通手段について

問 野洲市コミュニティバス再編の進捗について伺う。

答 新病院が令和9年3月に開院することに伴い、「おのりやす」再編業務委託をしている。実施したアンケートの分析結果からの検討や、近江鉄道株式会社と永原循環線等の協議も実施しており、市内の公共交通全体で最適な運行となるよう今後総合的に判断し、地域公共交通会議の中で協議いただく。12月に骨子案を出し、各学区への説明を行う予定である。

問 検討している交通手段について伺う。

答 自宅などと病院の間を予約制で送迎する、仮称病院デマンドワゴンを検討している。エリアを決めエリアごとに5名程度の方を乗せ、原則往復同じメンバーでの送迎を考えている。

その他の質問 ・野洲駅南口周辺整備事業について

を検討していきたい。

問 市の補助金の有無に関わらず、まちづくりの現場を伴走型で支援する、つながり続ける仕組みが必要ではないか。

答 今まで弱かったソフトの部分を考えると、少し違ったものの見方での支援が必要ではないかと考えている。市として市民としての目標に取り組むためにはどういう形で多様な方を巻き込み、参加していただくのか、議論をしていきたい。

問 これからの事業展開を鑑みると多様なまちづくりに対する提案をワンストップで受ける窓口が必要ではないか。

答 相談、手続等をワンストップで対応できるほうが、市民や事業者、団体の方々も参加しやすく、そのことが参加促進にもつながるので社会実験を含め検討していきたい。

問 結果だけではなくプロセスに価値を生み出すようなやり方を進めるのがこれからのまちづくりの形だと考えるがどうか。

答 それぞれの活動にはそれぞれ意味があるが、やはり次につながるものでなければならない。みんなでまちをつくったというマインド、経験、これを価値として次に活かしていきたい。



はつ どり よし お
服部 嘉雄 議員
創政会



水環境に係る様々な問題

◎水道水について

問 現在の水道の給水能力と余力、水質等について伺う。

答 現在、南桜、三上、比江の3つの浄水場と滋賀県企業庁からの給水により、1日最大2万5,640立方メートルの計画受水量があり、現在までの最大使用量2万1,875立方メートルとの差である約3,700立方メートルが余力である。

水質については水道水質基準値に適合している。

◎琵琶湖の水質保全

問 昭和55年7月に施行された滋賀県琵琶湖における富栄養化防止条例、いわゆるせっけん条例が施行され、合成洗剤の無リン化とともに農業肥料の適正利用なども定められた。しかし、今なお濁水が琵琶湖に流れ込んでおり、

ヘドロとなって湖底に蓄積していると考えるが現状を伺う。

答 田植え時期の濁水の流出防止や農業肥料の適正利用については、環境こだわり農業の推進と世代をつなぐ農村丸ごと保全向上対策により、取組を支援している。

問 濁水が底にたまればヘドロになる。これらの除去あるいは水質改善等の環境保全は県の仕事なのか、各市の役割なのか。

答 湖岸の砂浜等は国、県、市それぞれの所管により取り組んでいるが水域については基本的に県が担っている。

問 平成19年9月に琵琶湖の水面部分が琵琶湖に面する10市に分割編入され、野洲市には19.62平方キロメートルが編入された。これに伴う、地方交付税の増加分とその使途は。

答 交付税の増加は819万1,000円であり、砂浜清掃委託や河川水質調査、湖南広域行政組合の衛生事業負担金など琵琶湖をはじめとした水質保全に活用している。



むら た ひろ ゆき
村田 弘行 議員
無会派



外国人技能実習生510人、特定技能実習生105人

◎野洲市に増えた若い外国人について問う。

問 最近増えた東南アジア系の若者は、外国人技能実習生と思うが、人数を把握しているか。また下水道などの社会インフラを使用していると思うが、住民税など払っているのか。

答 全体の住民登録された外国人が1,152人で、その内技能実習生は510人、特定技能実習生は105人である。住民税は、事業者は前年中に従業員に支払った1年間の給与等の内容を給与支払報告書として市に提出するので、1月1日現在、野洲市に住所を有する場合は納税義務者となる。

問 「協力確認書」は特定技能実習生を受入れる雇い主が野洲市に提出するものだが、要するに、その地区に迷惑をかけませんという約束事のようなものだ。特定で

はない、より数の多い若い技能実習生の受入先からはなぜ提出を受けないのか。

答 国の制度により、技能実習生について届出はない。監理団体が管理することになっている。

問 外国人就労ビザの件について、飲食店で使うナンを焼く焼窯が一つあると、3人就労ビザが取れる。筍の様に店が出来ている。その人達について把握しているか。

答 特別な実態把握はしていない。

問 野洲市総合計画において多文化共生の推進と書いてあるが、技能実習生のほぼ8割は国に仕送りしている。要するに出稼ぎに来ている。野洲市のいう多文化共生とは何か。

答 多文化共生社会とは国籍や民族などの違いにかかわらず、同じ地域で共に生き、共に支え合う関係である。外国にルーツのある人々が安心して暮らせるまちとなるよう、日本語教室や交流事業等に取り組むことで、生活習慣や文化の違いについて相互理解を図り、多文化共生を推進していく。



つむら しゅんじ
津村 俊二 議員
公明党



特殊詐欺・琵琶湖システムについて

◎闇バイト・特殊詐欺について

問 闇バイトは犯罪だという認識を訴え続けていく必要があるが、見解を伺う。

答 地域、警察など関係機関及び団体等との連携を一層強化し、各種啓発活動を実施する。

問 悪質きわまりない特殊詐欺について、周知や対策・情報発信は実施しているのか伺う。

答 自治会長や地域安全指導員を対象に防犯研修会を開催し、特殊詐欺などの被害に遭わないための講演会を開催している。

問 教育現場でのスマホに関する注意が必要な情報などの周知徹底は実施されているのか伺う。

答 SNSに関する消費者教育授業、サイバー教室等、様々な出前授業を推進している。

問 高齢者は悪質な詐欺のターゲットにされやすい。被害者の約8割は60歳以上とされている。被害防止対策を問う。

答 毎月「広報やす」に掲載して注意喚起を促し、SNSやチラシ等の啓発物品の配布・相談窓口の連絡先を周知している。

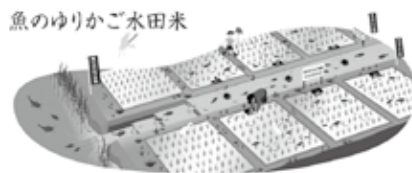
◎世界農業遺産「琵琶湖システム」について

問 魚のゆりかご水田についての見解を問う。

答 農林水産業の伝統や琵琶湖との共生の重要性が国際的に評価され、地域経済や観光にプラスの影響をもたらしている。

問 琵琶湖システムを次世代につなぐには、生産者への支援に加え、児童への理解促進、参加学習が必要であるが見解は。

答 小学校において、総合的な学習の中で理解を深め、地域の特色を理解する上で重要な活動として捉えている。



おく やま ふみお
奥山 文市郎 議員
創政会



市の基礎体力(道路・河川等)の飛躍的増強を！

◎「市民の税負担に見合うインフラ整備について」

問 過去から土木費予算が、かなり抑制されてきた理由は何か。

答 令和に入って経常収支比率が90%を超えたことで、単独事業が多い土木予算まで十分な措置ができていなかった。

問 市長が考える予算配分のプライオリティ(順番)は。

答 非常に厳しい財政状況の中、子育てや教育予算をはじめとして他のまちづくりの必要な事業予算など、バランスをもった配分をしている。

問 住民税等の一般税収だけでは土木費予算はまかなえないが、国や県の補助金を取りに行つて財源確保を行い事業実施していく意気込みはないか。

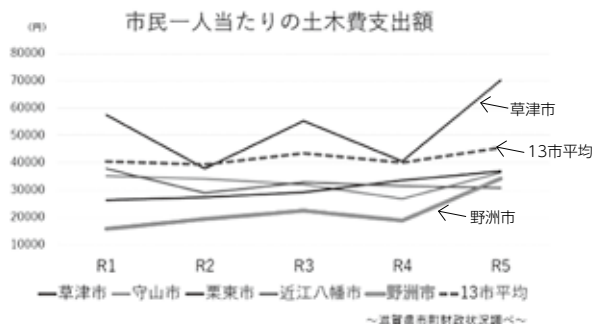
答 どこの首長にも負けないぐらい、国や県に対して積極的な要望活動を行い財源確保に努めている。

問 過去の遅れを取戻すために土木費を大幅に増やし、事業拡大をはかることは考えていないか。

答 人口対策や企業誘致等をはかるための投資は必要であり、令和8年度に向けても拡大していく。

問 一般税収や補助金を足しても必要な土木費予算が確保できない場合は、財政調整基金の取崩も必要となるが、現在の基金残高でも充分な対応ができるか。

答 財政調整基金の残高が令和6年度末で23.5億円、他に特定目的基金が40億円程度あることから、心配をかけることなく財政運営できると考えている。



その他の質問

・本市の外国人技能実習生の実態と住民税について



野洲市議会出前懇談会 とは

市政の課題等について、市民のみなさんの意見等を直接聴く「出前懇談会」を実施している。実施要領に基づきどなたでも申し込み可能で、形にとらわれずワークショップ形式や車座形式など柔軟に対応している。令和7年7月～8月に3件の申し込みがあったので、その結果概要を報告する。

7月4日 野洲パパ&ママンの会

懇談会は、吉川にある「ひもろき」という古民家で、「みんなで語ろう 未来の野洲の子育てのまちづくり」をテーマに、参加者と市議会議員が車座になり、ざっくばらんに意見交換をした。「駅前に『あったらいいな』」のアイデアを一人ずつ出しあい、テーマ分けをした後、各々が自分のアイデアについて語りながら、話し合いが進められ、多様な世代の想いを伺うことができた。



8月7日 野洲市商工会

野洲市商工会長はじめ理事の皆さんと全議員で開催。テーマを「魅力ある野洲市を目指して」として、商工会の役割や議会の役割をそれぞれ説明の後、意見交換を行った。商工会には建議という役割があるということを中心に、議会や商工会、執行部が手を取り合ってまちづくりを進める重要性などを議論した。議会としてもこうした建議を重く受け止め、それを議論し市政に反映するサイクルを回していくことが必要である。今後もこうした取り組みを継続していきたいと双方から意見があった。



8月9日 野洲子ども議会実行委員会

野洲子ども議会実行委員会の方や保護者の方と子ども議員5名との懇談会になった。いつもとは違い1部は出前講座「市議会・議員の仕事ってなんだろう?」、2部では懇談会として、子ども議員と市議会議員で質問・意見交換を行った。参加議員の質問の事例を発表し、子どもたちが質問するなどして相互交流を図ることができた。また、子ども議員の皆さんは来年1月には議場で市長に質問する予定であり、これからも議会としてサポートしていく。



食のみならず、日本の文化とも深い関連を持つ稲作。地域の皆さんのご協力の下、この秋も市内小学校で稲刈り体験授業が行われ、子ども達が元気に稲刈りをしました。



表紙写真募集

市内で撮影された自然や風景、行事などの写真を募集しています。

次号(令和8年2月1日発行)への応募は12月22日(月)締切です。



傍聴のご案内

あなたも議会を傍聴してみませんか!

原則、自由に議場または委員会室の傍聴席にお入りいただくことができます。

インターネット議会中継がご覧いただけます。



特集③

議会改革推進特別委員会報告

★野洲市議会申し合わせ事項の改正

市議会の円滑な運営と議員相互の連絡調整を図るため、申し合わせ事項を定めていますが、今般、より適切な運用をめざして改正しました。

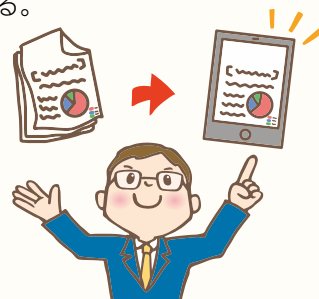
○発言について

- ・本会議における質疑、質問及び討論は通告制によるものとし、通告書提出にあたっては、発言時の口述と同じ内容になるよう、具体的かつ明確に記載する。なお、質疑及び質問においては、目的を明らかにし記載内容を見れば答弁のおおよその準備ができる内容のものとする。
- ・各通告書は、電子メールの送信により提出することができる。
- ・一般質問に当たっては、事前によく事実を調査検討し、関係資料を照査するなど、十分な準備を行うものとする。なお、やむを得ない事情がある場合を除いて、安易な発言通告の取下げは行わないものとする。
- ・再質問(再質疑)以降の発言は、最初の質問に対して疑義がある場合等に行い、議論を深めることを目的とし、新たな事項や関連性を拡大・逸脱した質問は行わないものとする。



○その他

- ・携帯電話等の持ち込みについて
- ・議場等での水分補給について
- ・資料等の配布について



★議長への提言

今後取り組むべき事項として、本特別委員会から議長へ以下の事項を提言しました。

○委員間討議の事前通告性の導入について

委員会の活性化に向け、建設的で活発な討議を行うため、委員間討議の事前通告性を導入すること。

○委員会会議録の積極的な公開と委員会のインターネット配信について

委員会の公開度を高め、市民の民意形成に寄与するため、委員会会議録の積極的な公開と会議のインターネット配信を行うこと。

11月
12月

次回の野洲市議会
臨時会・定例会
予定

11月	10月	臨時会
	2日	定例会開会
	9日、10日、11日	議案質疑、一般質問
12月	12日、15日、16日	予算常任委員会分科会、常任委員会
	22日	予算常任委員会
	24日	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

◇開催予定時刻は9時です。24日のみ13時からです。
日程は都合により変更される場合があります。



次回の野洲市議会
臨時会・定例会

「やす市議会だより」をお読みいただきましてありがとうございます。

編集後記

本紙面をもって現6名の委員による編集活動は終了となり、次号からは新しい編集委員に引き継がれますが、今後も市民のみなさんに市議会の情報をわかりやすく正確に提供し、開かれた市議会をめざして「愛される議会だより」の発行に努めてまいります。

引き続きのご愛読よろしくお願いたします。

議会だより編集委員会 委員一同